

## 千葉県女性医師等就労支援事業補助金取扱要領

(趣 旨)

第 1 条 千葉県女性医師等就労支援事業補助金の交付については、千葉県女性医師等就労支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本取扱要領に定めるところによる。

(区分、基準額、対象経費及び補助率)

第 2 条 補助事業の区分、基準額、対象経費及び補助率は次のとおりとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所当たり  5,830千円	就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費（女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等（謝金、人件費、手当）とし、代替として勤務した部分に限る。）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1

(交付額の算定方法)

第 3 条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出された額とする。  
 ただし、施設ごとに算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、前条第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 1 年度の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 3 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要領は、平成 2 5 年 1 月 1 1 日から施行し、平成 2 4 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要領は、平成 2 5 年 7 月 1 0 日から施行し、平成 2 5 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要領は、平成 2 8 年 8 月 5 日から施行し、平成 2 8 年度以降の予算に係る補助金について適用する。